

『マインツ市平和法典』（D）（Das Friedensbuch
der Stadt Mainz (D)）（一四三七～四四年）〔訳・
註釈〕（二）

神寶，秀夫
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門：教授：西洋史学

<https://doi.org/10.15017/16906>

出版情報：史淵. 147, pp.175-198, 2010-03-01. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン：
権利関係：



『マインツ市平和法典』(D) (Das Friedensbuch der Stadt Mainz (D))
(二四三七～四四年)〔訳・註釈〕(二)

神 寶 秀 夫

〔解題〕

〔訳・註釈〕

〈序〉

第一条～第三三条(以上、『史淵』第一四三輯)

第三四条～第六五条(本輯)

第六六条～第九四条〔了〕(次稿)

〔略号など〕

・ B : Der Stede buch (1317/35) (序及び九二箇条)

- ・ C : Maintzer Friede-buch (1352) (序及び一七箇条)
- ・ F : Frankfurter Statut (1318)
- ・ S : Speierer Statut (1328)
- ・ W : Stadtfrieden für Worms von Kaiser Friedrich I. (1156)
- ・ 変更(条文の傍線部も含む) : 『平和法典』(C) からの変更

* * * * *

〔訳・註釈〕

『マインツ市平和法典』(D) (Das Friedensbuch der Stadt Mainz (D))

〈第三四条〉 「出頭命令」(B 第五一条、C 第五〇条、S 第四二条)

同じく、市長達ないし誓約市吏(der stede gesworn knechte)から出頭を命令されたが出頭しない者を、人々はケルン通貨一シリングで差押さえるべきである。さらに、彼が二度目の出頭命令の時にも出頭しないか、あるいは〔その後〕市長達の命令に従わずマインツを去らない場合、彼を人々は再度ケルン通貨一シリングで差押さえるべきである。さらに、複数のないし単数の市長が自ら命令する三度目の出頭命令の時にも出頭しないならば、市長達は彼を逮捕し、都市牢獄に八日間拘禁すべきである。そして、その後、彼が〔マインツを〕去らない場合

には、市長達は再び彼を、都市参事会の多数部分が言い渡す期間、牢獄に拘禁すべきである。

(一) 被告の出頭義務が、一度目の出頭命令から貨幣および市外追放でもって強制されている。

(二) 三度目の出頭命令を拒否した場合には、違法行為のいかに拘らず、逮捕、拘禁、市外追放によつて罰せられる。

〈第三五条〉「外部の者に対する不法な戦争ないし訴訟による都市への損害ないし不名誉」(B第六五条、C第六二条)

同じく、我々の市民のある者が「不法な」戦争、ないし、そのほかに訴訟を誰かある者に対してなし、——且つ彼が「不法な」戦争ないし訴訟を外部の者に対して起こす場合——、かくしてそのことにより都市に損害ないし不名誉が生じるならば、あるいは生じるかもしれないならば、人々は彼の身体と財産を期待すべきである。

- (一) 「変更」「あるいは」「都市に損害ないし不名誉が」「生じるかもしれないならば」が付加された。予防警察主義が出現し、参事会統治体制の維持・強化が図られている。但し、予防警察主義はこの条項に限られる。
- (二) 依然として、挙証手続きの規定はない。
- (三) 外部の者に対する不法な戦争ないし訴訟に関しては、参事会の自由裁量刑が科される。

〈第三六条〉「都市差押の危険性のある訴訟に関しての都市参事会の宣告への抵抗」(B第八四条、A第七二条)

同じく、そのことにより都市に対し差押、ないし動産差押が生ずるかもしれない訴訟を、都市参事会で、あるいは都市参事会以外で起こす者は、——その差押、ないし動産差押が市長達あるいは都市参事会に知られる場合——都市参事会の多数部分が開廷日において宣告することをなし、果たすべきである。〔だが〕その者がそれに従わず、抵抗する場合、彼はマインツを四半年間去り、且つ必ずその宣告を遵守すべきである。

(一) 都市の「公的」財産を訴訟から保護する条項である。

(二) 「公的」財産を管轄する権限は、依然として、都市参事会に留保されている。

〈第三七条〉「婦女掠奪」(B 第一八条、C 第一八条)

同じく、既婚婦人あるいは未婚婦人を、マインツ内であれマインツ外であれ捕らえたり、あるいは誘拐したりする、マインツの市民あるいはマインツ出身のその他の者は誰であれ、その者及びその共犯者はマインツを五年間去り、原告に償いをなし、そして、都市参事会の多数部分が言い渡す期間マインツの外に留まるべきである。また、既婚婦人あるいは未婚婦人が有している財産、あるいは彼女に遺贈されるかもしれない財産のすべての中で彼女自身のもの、さらに彼女の必需品も何物をも、犯人に与えるべきではない。そして、その既婚婦人あるいは未婚婦人が犯人の許で死去した場合、財産は彼女の最近親の相続人に相続されるべきであつて、犯人や、またこの者が死去した場合、彼の相続人の物にされるべきではない。だが、既婚婦人あるいは未婚婦人が犯人の死後にマインツに帰還して自らの財産を再請求する場合、人々は彼女に彼女の財産総てを返却すべきである。しかし、当該犯人がマインツ〔市〕あるいはマインツ城伯領 (grafschaft zu Mentze) に何らの財産も残していない場合

には、この件の解決は都市に委ねられるべきである。

- (一) 依然として、挙証手続きの規定はない。
- (二) 婦女掠奪犯には、市外追放刑と共に、被害者への賠償責任が科されることが明記されている。
- (三) 既婚、未婚を問わず女性も——その程度、割合は不明であるが——相続権を確立している。ただ、女性の財産は「彼女の最近親の相続人に相続されるべきである」としか規定されておらず、その最近親の相続人が誰であるかは、『平和法典』からは確定され得ない。

〈第三八条〉「待ち伏せ・不法逮捕」(B第一七条、C第一七条)

同じく、マインツにおいて保護され滞在している人を捕らえたり、待ち伏せたり、あるいは捕らえるのを幫助する、マインツ市民とその幫助者のマインツ市民は、マインツを五年間去り、原告に償いをなし、そして、都市参事会の多数部分がこのことに関し言い渡す期間マインツの外に留まるべきである。

- (一) 「変更」「滞在」が付加され、属地主義が一層、進展している。
- (二) 依然として、挙証手続きの規定はない。
- (三) 市外追放刑と共に、被害者への賠償責任が科されることが明記されている。
- (四) 正犯と幫助犯との觀念上の区別は存するが、依然として、両者の刑罰上の区別は明記されていない。

〈第三九条〉「主人権Ⅱ家長権に対する奉公人の違法行為」

同じく、男の奉公人 (Knechte) であろうと女の奉公人 (mägde) であろうと奉公人 (gesinde) を雇っており、その男女の奉公人から自らの主人権 (Herrschaft) に何らかの害を加えられたり、言葉や行為でもって自らの主人権が侮辱的にして傲慢な態度で対応されたり傷つけられたりした男女のマインツ市民は誰であれ、次のような場合であっても、つまり、自らの奉公人によりそのような難儀を受けている当該の男女の市民が怒り、自分の家や賃貸住居で——男女の奉公人が不具にならない程度に——罰したり殴打したりする場合でも、当該の男女の市民は底意をもってその男女の奉公人に違法行為を働いたことにはならない。

(一) 「新条項」奉公人に対する家長権の一定の容認と制限を明示する条項である。主人は反抗的な男女の奉公人を罰したり殴打したりする権利・権力を認められ、これが「Herrschaft」として概念化された。但し、それは絶対的なものではなく、行使し得る条件として、その場が主人の家であり、処罰が奉公人が不具にならない程度であることが挙げられている。

(二) 奉公人に対する家長権が、名望家に限らず、主人たる一般市民にも及ぼされたことは重要であり、本条項は市民の「家」の成立要件の一つを挙げ、自律的な「家」の一定程度の成立を法的に認めたものである。

〈第四〇条〉「市長許可なしの、危害目的の市内での剣や甲冑等の携行」(前半・B第二条、C第二条、S第一三、三〇、三一条。後半・例、国王ルードルフの一二八一年のラントフリーデ第五五条)

同じく、在任中の市長達の許可と同意なしには、市外者であれ当市住民であれ、何人もマインツにおいて、公

然と内密を問わず、昼と夜を問わず、長剣、短剣、仕込み杖、両刃の短刀、甲冑やその他の武器を他人への危害を目的として携行してはならない。人々からこの件の罪を負わされる者は、自己の宣誓で雪冤すべきか、さもなければ四週間当市を放棄したことになる、市民ならば都市を去り、市外者ならば当市に拘禁されるべきである。さらに、誰かある者が、現在ないし過去において在任していた市長達の許可と同意なしに、そのように故意に何らかの武器ないし武具を携行する場合——それが短刀、長剣、短剣、甲冑等、どのような名称であろうと——、市長は全員で、あるいはその幾人かは携行者から上記の武器や武具を取り上げ、自らの許に留め置くことができる。これに対し、その違法行為を犯した者は怒ったり、抵抗してはならない。

(一) 「変更」 危害目的で市内で剣や甲冑等を携行することに対する市長の管理・監督権が明記された。刑期も確定された。以下、第四五条まで、この種の違法行為がまとめなおされている。

(二) 「変更」 後半の付加条項においても、市長のその権限が一層、明確化された。

(三) 「変更」 本件の対象者として市外者も挙示され、その者の刑罰も明記されていることより、属地主義化の進展が読み取れる。

(四) その一方で、市長の許可があり、危害目的でなければ、市内で武器や武具を携行できることが可能となったわけである。前条項と関連づけると、市民、市外者の武器による自衛権を再び高める措置が、ひいては市民の「家」の一定の自律性を認める措置が読み取れるのである。

〈**第四一条**〉〔市内での短剣・長剣等の武器の、危害目的の抜刀や他人威嚇〕(B第二九条、C第二九条、S第四条)

同じく、短刀、短剣、長剣、その他の大小の武器をさらに他人への危害を目的として引き抜いたり、またそれでもって違法にも他人を脅したりする者は、四半年間当市を放棄したことになり、市民ならば都市を去り、市外者ならば当市に拘禁されるべきである。

(一) 「変更」 本件の対象者として市外者も挙示され、その者の刑罰も明記されていることより、属地主義化の進展が読み取れる。

(二) 依然として、挙証手続きの規定はない。

〈第四二条〉「家の名誉のために、危害目的で槍・矛槍・棍棒等の武器を携行」

同じく、我々の市民ないしマインツで保護され滞在している共住者が、自らの家の名誉のために、——槍、矛槍、鉄を打ちつけられた棍棒や、あるいは、鉄で作られるか鉄を打ちつけられたその他のどのような武器であれ——それらの武器を、それらには鞘が付いていないため、敵意を持ち不法にも携行して、誰かある者に損害ないし危害を負わそうとする場合、またそれを援助しようとする場合、そうした事をなした当該者が誰であれ、市長はこの件を知らされると、当該者が恰も長剣ないし両刃のついた短刀を鞘から抜いたかのごとくに、彼らを処罰すべきである。

(二) 「新条項」 槍、矛槍、鉄を打ちつけられた棍棒等は、抜き身の長剣、短刀と同じ扱いを受けるようになり、それらを危害のために携行する者は、四半年間の市外追放刑に処せられることになった。「家の名誉」

が目的であつても、防衛目的以外に市内で武器を携行することは不法であつた。

(二) 剣以外に槍や矛槍・棍棒も武器として多用されていく状況があつた。

(三) 挙証手続きの規定はない。

〈第四三条〉〔戦争・馬上槍試合以外の時の武装しての騎乗〕(B第五二条、C第五一条)

同じく、戦場にて騎乗しようとする場合を除き、あるいは広場で馬上槍試合を行う場合を除き、マインツの何人も長剣、仕込み杖、短剣、半円形の補強金具付き楯、あるいは他の武器を身に付けて騎乗してはならない。これに違反する者は、人々からその件につき告訴される時には、「武器を身に付けて」大地の上を歩行した場合と同じ仕方で贖罪すべきである。

(一) 武装騎乗が問題となつている本条項は、主に「長老」門閥に関わる条項である。

(二) 「マインツの何人も」と書かれてあり、市外の貴族等には適用されない。

〈第四四条〉〔武装して殴り合い・騒動の場に行くこと〕(B第三五条、C第三四条、S第九条)

同じく、昼夜を問わず、誰かある者が、殴り合い、あるいは騒乱の場に武装して駆けつけることがあつても、この件に関し彼は贖罪に服す義務はない。しかし、人々が彼をその件に関し告訴する場合には、彼は、都市の名誉のために、ないし都市の福祉のために赴いたことに關し、自己の宣誓により雪冤すべきである。

(一) 「都市の名譽のために、ないし都市の福祉のために (durch ere der stede odir durch des besten willen)」つまり都市の公益のために武装することは、合法であつた。

(二) 挙証には雪冤宣誓が必要とされた。

〈第四五条〉 「市長の許可の下での市外でのフェーデ」(B 第二六条、C 第二六条)

同じく、マインツの外に敵がおり、それ故に短刀を携行することを必要とするマインツ市民は誰であれ、彼のフェーデを市長達に届けるべきである。かくして、市長達は「以前には」知らなくとも、彼らは彼の敵を聞き知ることとなり、その後、当該市民の敵がいる限り、短刀やその他の武器を身に付けることのできる許可を、市長達は、この市民、彼の子供達、彼支給の食物を食べ彼支給の衣服を着る彼の従者に対し、与えてもよい。そして、この市民あるいは彼の子供達、あるいは彼の従者が、その間、マインツで誰かある者に損害あるいは危害を及ぼす場合には、その違法行為を犯した市民や彼の子供達、あるいは彼の従者は、彼の敵とのフェーデが終わると、それについて本法典で書かれているように贖罪すべきである。

(一) 依然として、市長の許可があれば、市民は子供や従者を引き連れて市外でフェーデを行なうことは認可されていた。

(二) 但し、フェーデが市内で誰かに損害・危害を及ぼすと、それは違法行為 (frevel) として見なされ、『平和法典』により処罰されることになる。

〈**第四六条**〉〔市長・助役の平和遵守命令の拒否〕(B第七七条、C第七五条、S第四二、四三条)

同じく、市長であるいは都市助役 (*der stede jungheren*) により平和遵守を命ぜられた者が、行為でもってその平和を破る場合、その者はマインツを二年間去るべきである。言葉でもってそれを破る場合、その者はマインツを半年間去るべきである。但し、男性はマインツを去るべきであるが、女性は彼女のマインツ内に留まるべきか、あるいは彼女が希望する時には、去るべきである。

(一) 〔変更〕以下、第五〇条まで、市長・助役からの平和遵守命令に対する違反行為がまとめなおされている。

(二) 〔変更〕都市助役が付加されている。

〈**第四七条**〉〔犯人の市長・助役平和〔自宅拘禁〕命令の拒否〕(B第六一条、C第五八条)

同じく、マインツに居住し、前述された違法行為のうち一つないしそれ以上の行為を実際に犯すか、あるいは犯そうとすることが明らかな者は、——市長により全員でないし個別に、あるいは一名ないし複数の都市助役により搜索される時——自ら住んでいる当該違法行為者の家あるいは屋敷の中に隠れ、姿を現わそうとしない場合には、市長は全員でないし個別に、あるいは都市助役は全員でないし個別に平和を一般に告知し命令すべきである。しかし、その後、当該違法行為者がこの平和を攪乱するならば、市長あるいは都市助役が彼に命令したのと同じあり方で、その違法行為を、違法行為の内容に従って贖罪すべきである。

(二) 〔変更〕都市助役が付加されている。

(二) 市長は、『平和法典』中の違法行為を現実に犯すか、将来犯すであろう者に対し自宅拘禁を命じることができた。しかし、その一方で市長は犯人の家ですら自由にすることはできず、「平和（＝自宅拘禁）を告知し命令す」るに止まるほどに、市民・住民の「家平和」は強固であり続けた。

〈第四八条〉〔同上〕（B第五条、C第五条）

同じく、マインツの誰かある者が、市長達により彼がいるところを発見された彼の家屋敷 (hus, houe) あるいは路地の中から、市長達の命令に反して、逃げ出して平和を攪乱するということが起こった場合、彼及び、平和を攪乱した彼の共犯者 (midevolger) は、マインツを二年間去るべきである。

(一) この件については共犯者は正犯と同等の罰を受ける。

〈第四九条〉〔被害者・その親族による市長平和命令の拒否〕（C第四条、F第二条）

同じく、危害を受けたり苦しめられたりした誰かある者、あるいは、親族 (frund) が苦しめられたり危害を受けたたりした誰かある者が、市長全員あるいは個々の市長から平和を命じられたにせよ、その平和を誠実をもつて堅約しない場合には、マインツを一年間去るべきである。当該者が複数ないし単数の市長の命令にも拘らず行為をもってその平和を攪乱することがあると、その者とその他の者達は二倍の贖罪をなすべきである。

(一) 〔変更〕「二名の市長」が「市長全員」に、「一名の市長」が「個々の市長」に変更された。

(二) 編者モネは本条項がC〔Ⅱ『マインツ平和法典』(一三五二年)〕の第四条に由来していることを見落としてゐる。

〈第五〇条〉〔市長・助役の平和堅約命令の拒否〕

同じく、市長ないし四名の助役が全員でないし個別にある者に対し、平和を堅約することを命じたが、その者が平和を堅約しようとしなない場合、市長達は都市参事会の好意を信頼して、その者を市塔に拘禁すべきである。

(一) 〔新条項〕編者モネは本条項をC〔Ⅱ『マインツ平和法典』(一三五二年)〕の第四条に由来し合致する
と見なしているが、このCの第四条に由来しているのは前条項第四九条である。本条項は、犯人ないし将来犯行を犯すであろう者に対する平和堅約命令ではなく、市民などに対する平和堅約命令一般が拒否された場合の条項である。

(二) 市搭拘禁期間は都市参事会の決定に委ねられている。

〈第五一条〉〔都市参事会員による、都市の自由・名誉に反する財産・レーエンの受け取り〕(B第六六条、C第六三条)

同じく、都市参事会の如何なる者も、都市の自由ないし榮譽に反するであろう財産ないしレーエンを何人からも受け取るべきではない。これに違反する者は、決して都市参事会に出席すべきではない。

(一) 「変更」 以下、第六五条まで、対外的違法行為がまとめなおされている。

(二) 都市参事会員による収賄が第一に挙げられており、彼らの職責の重さ、地位の高さが示されている。

〈第五二条〉〔市長許可なしの、帝国からの受財・受封〕（C 第一〇三条）

同じく、帝国が「皇帝の」逝去により現在ないし今後空位になる場合、一致した「皇帝が即位する」帝国が成立するまでの間、都市参事会員であらうとなかろうと、マインツ市民は——富める者も貧しき者も——、底意をもって帝国から財ないし利益物——それが自由世襲借地であらうとレーエンであらうと——を、また、報酬の約束や期待を受け取るべきではないし、また、次の物をも受け取るべきではない。その物とは、彼自身にとつて、あるいは彼の家族である妻ないし子供にとつて役に立つであらう物、あるいは彼の親族に対して利益であるか利益になるであらう物のことである。しかし、一致した「皇帝が即位する」帝国が成立するにせよ、我々の市民は何人も、上述されたのと全く同じように、帝国から如何なる財をも受け取るべきではない。但し、当該市民が在任中の市長達に申し出、彼ら四名が全てあるいはその中の多数部分がそれを許可した時は除く。その際、当該市長達は、誰かある者にその許可を与える前に、この件につき都市参事会において決着をつけるべきである。他方また、都市に底意をもって損害ないし不名誉がもたらされることがあり得ないと判断した時には、市長達と都市参事会の多数部分とは、帝国から「財を」受け取つてもよいという許可を与えるべきである。だが、上で言及したのとは異なり、誰かある者が許可なく何かある物を受け取るという事態が生じた場合、その者は受け取つた物と同量のことを、都市参事会と都市に差し出すべきである。

(一) 「変更」 従来の二年間の市外追放刑（C第一〇六条。この条項自体はDにおいては削除。）に代わり、贖罪内容が新たに定められた。刑罰というよりも損害賠償としての性格が強く、被告の負担は軽い。

(二) 市長および都市参事会は、市民が自分の意思だけで帝国と直接的な物的関係を結ぶことを禁じており、都市を代表する地位の維持に努めている。これが原則である。但し、都市に不利益とならない場合は、市長および都市参事会は市民と帝国との物的関係を認めざるを得なかった。

〈**第五三条**〉 「市長許可なしの、司教管区からの受財・受封」（C第一〇四条）

同じく、司教管区が空位になり、一致した司教のものではなくなった場合、したがって、都市とラントが一名の一致した司教を持たない場合、如何なる市民も司教管区から、またそれに属する人物から、人々が考え付き挙示することのできる用益物、あるいは財や贈与物も、教会関係であれ世俗関係であれ、——先の前条で記述されたのと全く同じ形態、あり方で——受け取ってはならない。しかし、一名の一致した司教が生まれるにせよ、したがって都市とラントが一名の一致した司教を有する場合であれ、如何なる市民も、司教管区ないしそれに属する人々から財を、教会関係であれ世俗関係であれ、受け取るべきではない。但し、当該市民が在任中の市長達に申し出、彼ら四名が全てあるいはその中の多数部分がそれを許可した時は除く。その際、当該市長達は、誰かある者にその許可を与える前に、この件につき都市参事会において決着をつけるべきである。だが、上で言及したのとは異なり、誰かある者が許可なく何かある物を受け取るという事態が生じた場合、その者は受け取った物と同量のものを、都市参事会と都市に差し出すべきである。他方また、その者が都市に底意をもって損害ないし不名誉をもたらすことがあり得ないと判断した時には、市長達と都市参事会の多数部分とは、司教管区から「財を」

受け取つてもよいという許可を与えるべきである。しかし、レーエンや官職を以前に司教管区から保有して有していた市民や世俗役人は例外であつて、そのため、やむを得ない場合、彼らは、司教から新たに確認されると、当該物である彼らのレーエンや官職をさらに司教から保持する（ことができる）。

（一）〔変更〕 司教管区に付されていたマインツが削除され、対象が一般化された。

（二）〔変更〕 従来の二年間の市外追放刑（C第一〇六条。この条項自体はDにおいては削除。）に代わり、贖罪内容が新たに定められた。刑罰というよりも損害賠償としての性格が強く、被告の負担は軽い。

（三） 市長および都市参事会は、市民が自分の意思だけで司教管区と直接的な物的關係を結ぶことを禁じており、都市を代表する地位の維持に努めている。これが原則である。但し、都市に不利益とならない場合は、市長および都市参事会は市民と司教管区との物的關係を認めざるを得なかった。特に、既に司教の封臣や世俗役人である者は例外とされ、具体的にはマインツ大司教と「長老」門閥との、レーエンや官職を通じての關係は温存されている。

〈第五四条〉「都市・住民を害するための市外者呼びいれ」（B第一条、C第一条）

同じく、マインツ市民は何人も市外者をマインツ市に呼び入れて、都市を、あるいはマインツにいる誰かある者を侮辱したり、それらに害を及ぼしたりするよう要求してはならない。だが、そのような目的で都市に入るところを要求された者の平和を、何人も攪乱する（「剥奪する」）ことはできず、その後、市長達がこの件を聞き知った場合、彼らはその者を告訴すべきである。そして、市外者を市内に入るよう要求した市民は、有罪が立証され

ると、市長達が彼に命じた時から八日以内に贖罪のために一年間マインツを去るべきである。有罪が立証されなければ、その者は自己の宣誓で雪冤すべきである。彼が宣誓しなかったり、八日以内に都市を去らなかつたりすることがさらに起きる場合には、市長達の命令に従つて、彼は二年間マインツを去るべきである。それでも彼がマインツを去らない場合には、市長達は自らを支援するよう都市参事会に要請し、その後、都市参事会の支援により当該市民を逮捕し、一ヶ月間都市牢獄に拘禁すべきである。その後、当該市民は、規定されているように都市を去るべきである。そしてさらに彼が都市を去らない場合には、人々は彼を、都市参事会が望む期間だけ牢獄に拘禁すべきである。

(一) 「変更点」 傍線部が付加され、被告の雪冤宣誓がなされ得る条件が明記された。

〈第五条〉 「市長命令・許可なしの武装しての市外者援助」(B第九条、C第九条)

同じく、市長全員ないしその多数部分の許可あるいは命令がない限り、マインツ市民は何人も武器をつけ、あるいは武装した者達を連れて市外者を助けに行つたり、また助けたりすべきではない——そしてまた、市長の許可や命令は市長の底意なくなされるべきである。これに違反する者は、有罪が立証されると、マインツを一年間去り、その後、都市参事会員の多数部分が彼に命令したとおりに贖罪すべきである。しかしながら、農村にある自己の財産を配慮せねばならないマインツの市民は、自分の考えどおりに、底意と悪意なく武器をつけて馬などに乗り「市外に」赴いてもよいことは確かである。

(一) 「変更」 「市長兩名」となっていたが、傍線部のように「市長全員ないしその多数部分」と変更された。これは、市長数が二名から四名に変化したことと対応し、かつ、市長決定においても多数決制が採られるようになったことを示している。

(二) 市外者援助目的の武装（戦争行為）は禁止され続けているが、農村に財産（特に所領）を有する「長老」門閥は、依然として、財産管理のために武装して市外に赴くことが認められている。

〈第五六条〉（B 第四条、C 第四〇条）

同じく、前述の贖罪それ自体、ないしその二倍以上をなすべきでありながら、なさず、なおも市内に止まり、出て行かない我らの市民はすべて、市長達により逮捕され、都市参事会の多数部分が言い渡す期間、都市牢獄に拘禁されるべきである。

(一) 「変更」 傍線部が付加された。市長、都市参事会支配の強化が図られている。

(二) 但し、こうした条項があることは、市長、都市参事会の判決に従わない者がいることを示している。

〈第五七条〉「被追放者の隠匿」（B 第二三条、C 第二三条）

前述の違法行為、殺害、家宅侵入、あるいは、流血事件、髪の引っ張り、あるいは殴打をなしたことのあるマインツ市民、あるいは我々と共に平和の中にいる者が誰であれ、これらの者が本法典において規定されている如くに、都市への贖罪として「マインツを」去っていなければならない間に、これら違法行為者を——それらの者

が男性であれ女性であれ——自らの住居でかくまう者がいる時、この者は、人々からこの件の罪を負わされる場合、自己の宣誓で雪冤すべきか、さもなければ、前述の違法行為者の場合と同様の仕方、犯行に応じてマインツを去り、二倍の贖罪を負うべきである。

- (一) 「変更」 違法行為者において、寡婦 (widwe) が女性 (frauwe) 一般に替えられた。
- (二) 「変更」 「市民、寡婦、ないし我々と共に平和の中にいる者」が「この者」に替えられた。
- (三) 被追放者を隠匿した者は、依然として被追放者よりも重く処罰されている。

〈第五八条〉 「追放中の奉公人の雇用禁止」

同じく、マインツで保護され滞在していて、奉公人 (knecht und gesinde) を雇っている者全てにあつては、——その奉公人の一人ないしそれ以上の者が違法行為を犯し、そのために市長の面前で過失を償い、都市への贖罪のために都市を去るべきであるにも拘らず、これらの者が贖罪を終えて帰市する以前に——当該者つまり自らの奉公人の一人ないしそれ以上の者に宿所を提供するか雇う場合、あるいは、彼らの一人ないしそれ以上の者を市内ないし罰令圈内において何か仕事に就けてやる場合、そうした者は誰であれ、——当該者つまり彼の奉公人が市長の面前で贖罪し過失を償ったのと同量で——贖罪し過失を償うべきである。

- (一) 「新条項」 奉公人を服属させる「家」の形成を示す条項である。
- (二) しかし、家長権は参事会権力を凌駕するわけではなく、本条項は「家」の独立性に対し制約を課してい

る。

〈第五九条〉 「市長裁判権の独立性」 (B第三九条、C第三八条、S第六二条)

同じく、損害を受けたり、あるいは髪を引つ張られたり、あるいはその他の被害を受けたりした市民は誰であれ、その者やその親族はその月の内に市長達に告訴すべきであり、ある者が損害あるいは危害を受けた月の内に市長達の面前に提起された件は、彼らがこれを裁くべきである。その者が期限に遅れるならば、何人も彼のために裁くべきではない。但し、誰かある者がそのようにして死亡した場合は除く。これにより、古来より受け継がれている如く、このことは維持されるべきである。

(一) 「変更」 「傷害」 から 「その他の被害」 へと変更された。また、「親族」 が付加された。

(二) 「変更」 「但し書き」 が追加されて死亡事件は例外とされ、翌月に告訴しても構わなくなった。これは市長の管轄権の拡大を示すものである。

(三) 市長の裁判権を保障する条項であり、依然として月番制が採られている。

(四) 依然として、「私訴主義」 が採られ、職権訴追は明記されていない。

〈第六〇条〉 「世俗債務等の訴訟に関する市長の市外訴追禁止命令の拒否」 (B第二〇条、C第二〇条、W第八条)

同じく、他の裁判管轄下にある遺贈された所有物ないし自由世襲借地を除き、債務ないしその他の事件に関して、他の男女の市民を告訴すべきであろう、あるいは、都市に対し責任を負うべきであった共住者を告訴すべ

きであろうマインツ市の男女の市民や、あるいは、都市に対し責任を負うべきである共住者は誰であれ、彼らの如何なる者も、当該の件については、都市の伝統と慣習に従い、マインツ市において教会裁判所ないし世俗裁判所により、あるいは、当市の都市参事会の許で、相手側と解決をなすべきであつて、その他のところでなすべきではない。これに反し、財産に関して他人を市外で告訴する者、あるいは、市外の他の裁判所のいづれかに要求したり出頭させたりする者、あるいは、上述の事件に専念するために自らの市民権を放棄する者は、市長命令に従つて直ちにそうしたことを取りやめるべきである——但し、各人がマインツ市において原告の権利を認めようとし、人々が原告の権利につき助けようとする限りにおいてである。しかし、この件について都市参事会や市長達に服従せず、それを取りやめなかつた者は、二年間都市と罰令圏を去り、必ずそれを取りやめるべきである。〔その際〕原告は、どこかへ行く前に、人々が彼の権利につき助けようとするか否かと拘らず、まず第一に都市参事会の許で解決すべきである。

(一) 〔実質的に新条項〕市内の諸裁判所（都市君主権下の聖俗裁判所も含む）の属地主義化が目的とされている。

(二) 市長および都市参事会は、都市君主権下の聖俗裁判所が管轄する事件をも自らの保護権下に置こうとしている。但し、都市君主の聖俗裁判所の民事裁判権は認められている。

〈第六一条〉〔市外の国王の面前への同胞市民訴追〕（B 第十九条、C 第十九条）

同じく、マインツ市民は何人も同胞市民をマインツから国王の面前に告訴のために出頭させるべきではない。

これに違反する者は、マインツを一年間去るべきであり、且つ、都市参事会の多数部分が言い渡す期間マインツの外に留まるべきである。

(一) 帝国直属でありながらも、依然として、国王にマインツ市民を告訴することは禁止されている。

〈第六二条〉「平和外の者に対する武具携行」

同じく、平和の中におらず、我々の市民に損害を及ぼそうとする者がマインツにおり、その者が当該の市民について、我々の市長達が妥当と見なした贖罪を受け入れようとせず、妥当な贖罪をなそうとしないならば、市長達は、市民に武具を携行する許可を与えてもよい。

(一) 「新条項」 「平和外にいる者」に対し、市民が武器を携行してもよいことを市長が承認し、自衛のための武具携行が認められた。

(二) 但し、ここでの「平和外にいる者」とは、市長裁判に服さない者が想定されている。

〈第六三条〉「市外者による市民共住者への危害企図に対する援助の要請を拒否すること」(W 第一条)

同じく、ある市外者が、男女の市民、ないし共住者に対し害を及ぼしたり家宅侵入をしたりすることを市内で企てるという事態が起きる場合、そうした事の苦しみを受けている当該の男女の市民は、その他の男女の同胞市民に呼びかけて、自分を助けるために駆け付け市長の到着時までその市外者を捕まえておくのを助けるよう、要

求してもよい。彼らからそのように要求された者は、それをなすべきである。しかし、それをなさず、したがって市外者を捕まえておくのを助けない市民は誰であれ、そうした事の苦しみが起る毎に、罰金 (pene) として一〇シリング・ヘラーを喪失したことになるべきである。市外者が、上記のように自分を捕まえようとする市民から身を守ったり、彼らに害を及ぼそうと企てる場合、その市外者がそのために殴打されたり蹴られたりしても、そのことで男女の市民は違法行為を犯すということにはならない。

(一) 「新条項」 悪意ある市外者に対する市民の防衛の正当性と、共同防衛の義務が明記された。

〈第六四条〉 「自由世襲借地に対する直接税支払命令の拒否」 (B第六七、六八条、C第六四条)

同じく、マインツに居住すると否とに拘わらず、マインツの中に財産を有し、自己の自由世襲借地 (erbe) の前に既に境界石が置かれたことがあるか、あるいはいづれまた境界石が置かれることになるところの者が、如何なる男性であれ、あるいは如何なる女性であれ、彼らが、——都市から貨幣「=Schatzung 直接税」の徴収を既に命令されたことがあるか、あるいはいづれまた命令されることになるところの——二名「の Schatzmeister 直接税徴収役」に対し貨幣を納めない場合には、この二名は当該の自由世襲借地を有している者、ないしそこに居住している者に対し抵当を要求する権利を有する。その後、これらの者が八日以内に貨幣を納めない場合には、彼らはマインツを一ヶ月間去り、かつ、貨幣ないしこの貨幣よりも多額の抵当を納めるまでの間、市外にいるべきである。また、誰かある者がマインツの外に居住しながら自由世襲借地をマインツの中に有している時、その者が貨幣を納めない場合には、当該の自由世襲借地に居住している者がその貨幣を納めるべきであるか、あるいは

はまた、——自由世襲借地を有する者がこの貨幣を *zins*（『定期的に支払う貨幣』により償却するまでの間——当該自由世襲借地に止まって居住し、この件に関し自由世襲借地権者のことを都市に対し保証すべきである。

(一) 自由世襲借地に対する直接税納入の義務、その不履行に対する罰則が明記されている。

〈第六五条〉〔市外の商人への代金未払い〕（B 第七二条、C 第六六条）

同じく、塩漬の魚、生の魚、干し魚、生肉ないしその他の物品をある市外者（*foreigner*）から購入するマインツ市民は誰であれ、——人々がこの件につき信頼できる証拠により立証することができる場合——、市民が市外者に代金支払いを約束した期間内に代金を市外者に払うべきであり、さもなければ人々は市民をそのことのために差押えるべきである。

(一) 〔変更〕「代金支払いを」が挿入された。

(二) 〔変更〕「干し肉」に替り「干し魚」が挙げられている。

(三) 代金支払い監督という市場管理の一部を市長および都市参事会は獲得している。

（続く）